

条例見直し調書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条例名	神奈川県迷惑行為防止条例				
条例番号	昭和38年神奈川県条例第26号	法規集	第15編第5章第1節		
所管室課	警察本部生活安全部生活安全総務課				
条例の概要	本条例は、公衆に著しく迷惑をかける一定の行為を禁止することにより県民及び滞在者の生活の平穩を保持することを目的とした行政法規であり、その担保のために罰則を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、刑法、軽犯罪法等の既存法令で対応できない迷惑行為について補完的に罰則を設けて規制しているものであり、必須の条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	迷惑行為に対する取締りの強化、検挙広報等の推進により、抑止力が発揮され、有効に機能している。  昨今の社会状況の変化に対応させるため、卑わい行為、つきまとい等の規制に関し、改正を検討していく。			検挙状況 ・平成26年 1,164件 1,118人 ・平成27年 1,069件 1,025人 ・平成28年 1,064件 984人 ・平成29年 853件 800人 ・平成30年 907件 860人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例の規制により犯罪の抑止効果が働いていると認められ効率的に執行されているが、昨今の社会状況の変化に対応させるため、卑わい行為、つきまとい等の規制に関し、改正を検討していく。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、迷惑行為を規制することで県民及び滞在者の生活の平穩を保持するためのものであり、「犯罪や事故のない安全で安心なまちづくり」を掲げる県の総合計画である「かながわグランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、迷惑行為を防止するために罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、合理的な範囲内であって、憲法、法令等に抵触しない内容である。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理由等  昨今の社会情勢の変化に対応できていない条項があるため、改正を検討する必要がある。		